

ケアプランデータ連携システム利用促進モデル地域づくり事業

調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月

八代市介護保険課

## 1. 業務の名称

ケアプランデータ連携システム利用促進モデル地域づくり事業調査業務

## 2. 業務の目的

本業務は、本市が選定するモデル地域内の介護事業所において、(公社)国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システム(以下「連携システム」という。)の運用状況の実態調査を実施することにより、モデル地域内の介護事業所における業務効率化、生産性向上の取組を推進するとともに、その調査を得られた成果を好事例として他の介護事業所に横展開し、市内全体での連携システムの利用促進を図るものである。

## 3. 業務委託概要

### (1)業務の内容

別紙「ケアプランデータ連携システム利用促進モデル地域づくり事業調査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

### (2)業務履行期間

契約締結の日から令和8年2月16日(月)までとする。

### (3)委託料上限額

6,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)

### (4)契約約款

八代市標準業務委託契約約款のとおり

### (5)契約保証金

免除する

### 【予算に係る留意点】

本プロポーザルは、令和7年9月補正予算の成立を前提に事業化される停止条件付事業であり、令和7年9月補正予算が成立した場合には、本プロポーザルにより選定した事業者と契約を行うこととする。

ただし、予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨を十分留意したうえで応募すること。

## 4. 契約候補者の選定方法

本業務の契約候補者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により、「ケアプランデータ連携システム利用促進モデル地域づくり事業調査業務委託選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査し、契約候補者を選定する。

合格基準点は満点の6割以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していなければ契約候補者とはしない。

なお、採点基準については、別紙「ケアプランデータ連携システム利用促進モデル地域づくり事業委託契約企画提案競技審査基準表」(以下、「評価基準」という。)のとおりとする。

## 5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書提出期限の日以降において、八代市指名停止処分又は指名回避措置を受けていないこと。
- (3) 他の本プロポーザル参加者と資本関係・人的関係がないこと。
- (4) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱(平成20年八代市告示第103号)第3条の規定に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 参加申込書提出期限の日以降において、破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

## 6. 実施スケジュール

提出期間	受付期間	令和7年9月22日(月)～令和7年10月10日(金) 正午まで
	受付場所	〒866-8601 八代市松江城町1番25号 1階 八代市介護保険課 メールアドレス: kaigo@city.yatsushiro.lg.jp 電話: 0965-32-1175
質問及び回答	質問期限	令和7年9月26日(金)正午まで
	回答	令和7年9月30日(火) 市ホームページ上に公開 URL( <a href="https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00324833/index.html">https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00324833/index.html</a> )
審査の実施	実施日	令和7年10月23日(木)(予定)
	所要時間	35分程度(プレゼン20分、質疑応答15分)
選定結果通知	通知	提案者に対し電子メールにて通知を行う。

契約候補者選定までの事務手順は、上記のとおりとする。なお、スケジュールについては今後変更となる可能性がある。

## 7. 書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合、次のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和7年10月10日(金)正午まで(必着)

### (2) 提出書類【各1部提出】

①参加申込書(様式第1号)

②事業者概要書(様式第2号または任意様式可、ただしA4サイズにまとめること。)

③参加資格確認用書類(※)

ア 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)の写し。

(参加申出書提出日前3か月以内に取得したもの)

イ 国税、県税及び市町村税を滞納していないことがわかる証明書等。

・提出日の3か月以内に発行したもの。

④企画提案書(任意様式)

・「(3)企画提案書の作成要領」に基づき作成すること。

⑤価格提案書及び積算内訳書(任意様式)

ア 価格提案書については、本要項3(3)に記載する金額を上限とする。

イ 積算内訳書については、連携システム導入支援、タイムスタディ調査費用及び好事例集作成費用について、それぞれわかるように作成すること。

### (3) 企画提案書の作成要領

①提出する書類の規格は、原則としてA4版片とじ・片面とする。図表等に付記する注釈・注記などはこの限りではない。ただし、明瞭に読み取れるフォントサイズで作成すること。

②仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色がわかりやすいものとする。具体的には、別紙「評価基準」を参照の上、次の事項について記載すること。

企画概要	○業務目的を勘案し、企画提案の考え方、コンセプト等について、簡潔に記載すること。
企画内容	○仕様書に基づき、企画提案の具体的な内容等について記載すること。 ○提案者からの独自提案（特筆すべき事項）がある場合、具体的に記載すること。
実施体制	○企画提案を遂行する業務実施体制（人員配置を含む。）について記載すること。 ○業務の一部を再委託する場合は、全事業者を明らかにし、各々の役割分担を明確に記載すること。

#### (4) 提出方法及び提出先

##### ① 提出方法

- ・電子メールにより提出すること。
- ※ファイルサイズが10MBを超える場合は別途連絡すること。
- ・受信確認のため、メール送信後に電話連絡すること。
- ・企画提案書、価格提案書、積算内訳書には、事業者名や法人等団体を特定できる表現やマーク等は表記・記述しないこと。

##### ② 受付期間 令和7年9月22日(月)～令和7年10月10日(金)正午まで

##### ③ 提出先

八代市 健康福祉部 介護保険課  
メールアドレス: kaigo@city.yatsushiro.lg.jp

#### 8. 契約候補者の選定等

審査は、市職員で構成する選定委員会を設置し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総合的に評価した上で最も優秀であると認められた者を選定する。

##### (1) 審査実施日: 令和7年10月23日(木)(予定)

※詳細については別途連絡する。

- ① 発表時間: 35分程度(20分以内のプレゼンテーションの後、選定委員による15分以内の質疑とする。)
- ② プレゼンテーションを行う者: 本業務に携わる管理責任者を含め2名以内とする。  
(プレゼンテーションに係る作業員が更に必要な場合は若干名の同席を認める。)
- ③ 提案内容:

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書の内容に沿ったスライドで説明を行うこと。プレゼンテーション当日における追加資料の配布や提出済みの企画提案所等の差替えは認めない。

## (2) 審査項目

審査項目	全体に占める割合
1 業務・活動実績	10/100
2 業務実施体制	15/100
3 企画提案書に対する評価	75/100

## (3) 審査方法

- ① 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数にて競う方式により行う。
- ② 審査項目ごとの評価の基準については、別紙「評価基準」のとおりとする。
- ③ 審査項目1～2については事務局が評価点数を算出し、審査項目3については選定委員会が評価点数を算出する。

## (4) 契約候補者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い提案者(以下、「最高得点提案者」という)を契約候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、選定委員会の議決により選定する。

なお、総合点数の平均の割合が、60/100 に満たない場合には、契約候補者を改めて選定する。

## (5) その他

- ① プレゼンテーション及び質疑応答は提案事業者名を伏せて実施するため、自己紹介は行わないこと。
- ② プレゼンテーションに使用する資料は、事業者名や法人等団体を特定又は推測できる表現やマーク等の表記・記述しないこと。
- ③ 参加事業者は、他者のプレゼンテーション等を傍聴できない。
- ④ プレゼンテーション実施に際し、必要な機材(パソコン、ACアダプタ、HDMI ケーブル等)は提案者が準備すること。ただし、AC電源の延長コード及びプレゼンテーション用大型モニター1台は、当市で準備する。
- ⑤ プレゼンテーション開始時刻に遅刻した場合、又は不参加の場合は失格とする。

## 9. 審査結果の通知

審査結果は令和7年10月下旬に提案事業者に電子メールで通知するとともに、当市ホームページに契約候補者名のみ掲載する。なお、審査の経緯及びその内容に関しての質問、異議の申し立ては受け付けない。

## 10. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合。

#### 11. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成経費等の本件の参加にかかる必要経費等は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降の書類の差し替え及び修正は認めない。また、業務実施体制調書に記載した配置予定の管理責任者や担当者の変更は、原則として認めない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由がある場合は、同等以上の職位・経験保有者であると認めた者に限り、変更することができる。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件への参加を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。(本市において書類は適正に処理し、2次使用は行わない)。
- (5) 市が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼することがある。

#### 12. 事務局

事務局は、八代市介護保険課に置く。

〒866-8601

熊本県八代市松江城町1番25号

八代市 健康福祉部 介護保険課 事業所指導係

TEL:0965-32-1175

電子メール:kaigo@city.yatsushiro.lg.jp